

知事コメント（判決言渡期日について）

辺野古新基地建設に関する埋立変更不承認処分に係る国の違法な関与（裁決・是正の指示）をいずれも取り消すよう県が求めてきた訴訟2件について、本日、最高裁判所から通知を受領いたしました。

裁決の関与取消訴訟については、県が上告受理申立理由として挙げた「固有の資格」該当性の主張など、その全てを受理せず不受理決定がなされました。

県としましては、国土交通大臣による裁決の取消しを公平・中立な立場にある最高裁判所に対して強く求めてまいりましたが、県の上告受理申立理由を審理することもなく不受理としたことは、極めて遺憾であります。

是正の指示の関与取消訴訟については、裁決の取消しを求める訴訟における県の主張と重複するものに

については不受理とされたものの、公有水面埋立法に定める災害防止要件や環境保全要件などに関する主張等については受理され、令和5年9月4日に判決を言い渡すとのことであります。

最高裁判所におかれましては、我が国の憲法が司法に託した「法の番人」としての矜持と責任の下、憲法の保障する地方自治の本旨を踏まえ、公平・中立な判断をされることを最後まで期待いたします。

令和5年8月25日

沖縄県知事 玉 城 デニー